正八位　足立　晶
加藤　眞幸　菊池　捷
児山　憲治　高泉　正夫
徳重　悟
（総務事務官）
正六位に叙する（各通）
大藪　昭典　荻須　鍾子
小林　開　斎藤　一友
堀切　隆　槇野　守
米戸　啓道
従六位に叙する（各通）
河津　薫　新保　榮一
正七位に叙する（各通）
阿部　清　西依　徹
松本　典二　山岳　厚
従七位に叙する（各通）（以上三月十九日）
（豊橋技術科学大学名誉教授）
堤　和男
従四位に叙する
佐藤　重幸
正五位に叙する
阿部　宗司
倉橋　敏太
従五位に叙する（各通）
大西　槍壽
加藤　正男
中山　勇　錦織　博
正六位に叙する（各通）
貝原晃太郎
小薬　俊一
野田　光
橋浦　吉男
従六位に叙する（各通）
今井　義人　加藤眞次郎
佐藤　要作　田中　利一
廣瀬　肇
正七位に叙する（各通）
石田　賢一
藤井　彰夫
従七位に叙する（各通）（以上三月二十日）
山田　中正
従三位に叙する
後藤　昭
正六位に叙する（各通）
横山　正勝
池藤　仁
高橋　渉
藤原　重一
従六位に叙する（各通）

石田　堯男
岩村　泰治　北澤　範光
土屋　長憲
本多　道男
川嶋雄二郎
塩谷　正一
柳原　啓司
松岡　善高
西依　徹
山岳　厚
（埼玉県警部）
尾崎　俊男
日山　邦男
佐藤　重幸
従七位に叙する（各通）
正七位に叙する（各通）
松藤　文生
従七位に叙する（以上三月二十一日）
林　秋義
従五位に叙する
近藤　孝幸
（警視庁警部補）
永田　武
橋本　忠雄
樋口　治
（警視庁警部補）
細田　政勝
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上三月二十二日）
小泉　次郎
堀内　陽雄
正五位に叙する
従七位
松浦登志雄
従五位に叙する
田中　建雄
従七位に叙する（以上三月二十三日）
○叙勲
足立　晶　槇野　守
旭日双光章を授ける（各通）
井上　亮一　佐々木貞一
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）
安藤　孝義　飯塚　勝市　太田　庄吾
川端　券吉　福岡　博史
旭日単光章を授ける（各通）（三月二十日）
（東北大学名誉教授）
橋本　弘之
瑞宝中綬章を授ける
石田　安夫
後藤　謙二　後藤　政信
幡江　鐵夫　平澤　巖
松本　宗久　森田　優
吉田　良作
瑞宝双光章を授ける（各通）
嘉藤　周静
黒澤　圀臣
後藤　政信　芳賀　弘裕
平澤　巖　船木　隆夫
森田　優　山田　昇
瑞宝単光章を授ける（各通）
石田　堯男
川嶋雄二郎
児山　憲治
新保　榮一
（総務事務官）
松岡　善高
瑞宝双光章を授ける（各通）

武田　清
本城　隆一
岩永　陽輔　尾中　謙三　神津　親史
島田　稔　西依　徹　松本　典二
山岳　厚
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十九日）
久保　康男
（豊橋技術科学大学名誉教授）
佐藤　重幸
堤　和男
西川　哲郎
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大西　槍壽　片寄　久雄　加藤　正男
唐川　稔　木原　嗣郎　倉橋　敏太
小出　正司　齊藤　實　外山　敏子
中山　勇　錦織　博　藤井　彰夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
石濱　定男　貝原晃太郎　小薬　俊一
小針　昭三　野田　光　馬籠　孝司
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十日）
後藤　昭　横山　正勝
瑞宝双光章を授ける（各通）
徳茂　治
（埼玉県警部）
本城　隆一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
近藤　孝幸
（警視庁警部補）
永田　武
（同）
樋口　治
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月二十二日）
深尾　忠
瑞宝双光章を授ける（三月二十三日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の四十一の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第二十四条の五十第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月二十四日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十四条の三十八第二項第四号に掲げる事項の変更

次の会員理事が平成25年4月17日付で退任。

役　職	氏　名
会員理事	久保　健

限定救命艇手登録講習実施機関の登録

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第13条の規定に基づき、平成25年3月1日付けをもって下記の者を限定救命艇手に関する登録講習実施機関として登録したので、同規則第26条第1号の規定に基づき公示する。

平成25年4月24日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録年月日及び登録番号

平成25年3月1日

限定救命艇手登録講習実施機関第3号

2．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ニッスイマリン工業株式会社

代表取締役社長　小池　廣光

福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号

3．登録講習事務を行う事務所の名称及び所在地

日本サバイバルトレーニングセンター

福岡県北九州市戸畑区銀座二丁目6番27号

4．登録講習事務を開始する日

平成25年4月1日

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づき次の者から申請があったので、同規則第26条第2号の規定に基づき公示する。

平成25年4月24日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

限定救命艇手登録講習実施機関第2号

独立行政法人海技教育機構

理事長　加藤　敏文

静岡県静岡市清水区折戸3丁目18番1号

2．変更のあった事項

登録講習を行う者の代表者の氏名

変更前：鋤柄　好利

変更後：加藤　敏文

3．変更のあった日

平成25年4月1日

4．変更の理由

平成25年4月1日付けで代表者が変更したため。